# 【表紙】

【提出書類】有価証券届出書【提出先】関東財務局長【提出日】2022年11月10日

【会社名】 株式会社フージャースホールディングス

【英訳名】 Hoosiers Holdings Co., Ltd.

【電話番号】 03 (3287) 0704

【事務連絡者氏名】取締役専務執行役員伊久間努【最寄りの連絡場所】東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

【電話番号】 03 (3287) 0704

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 伊久間 努

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 121,280,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【証券情報】

# 第1【募集要項】

# 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	160,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1.2022年11月10日開催の取締役会決議によります。
  - 2.本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、 当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)により行われ るものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込 みまたは買付けの申込みの勧誘となります。
  - 3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称:株式会社証券保管振替機構 住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

# 2 【株式募集の方法及び条件】

### (1)【募集の方法】

区分	発行数 発行価額の総額(円)		資本組入額の総額(円)	
株主割当		-	-	
その他の者に対する割当	160,000株	121,280,000	-	
一般募集	-	-	-	
計 (総発行株式)	160,000株	121,280,000	-	

- (注)1.第三者割当の方法によります。
  - 2.発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

### (2)【募集の条件】

· /	-1				
発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
758	-	100株	2022年11月28日	-	2022年11月28日

- (注)1.第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
  - 2.発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
  - 3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の株式総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当ては行われないこととなります。
  - 4.申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の株式総数引受契約を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地		
株式会社フージャースホールディングス 経営企画室	東京都千代田区丸の内二丁目 2番3号		

### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 東京営業部	東京都文京区後楽二丁目5番1号(注)

(注) 2022年11月14日 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号へ移転予定

# 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

# 4【新規発行による手取金の使途】

# (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)	
121,280,000	-	121,280,000	

## (注)1.発行諸費用は発生いたしません。

2.新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

# (2)【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金121,280,000円については、払込期日以降順次、全額を払込期日以降の 諸費用支払い等の運転資金に充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を 行います。

# 第2【売出要項】

# 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要

名称	株式会社日本カストディ銀行(信託口)					
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目 8 番12号	東京都中央区晴海一丁目 8 番12号				
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 田中 嘉一					
資本金	51,000百万円	51,000百万円				
事業の内容	有価証券管理業務、資産管理に係る信託業務及び ストに関する業務	<b>ぶ銀行業務、日本版マスタートラ</b>				
主たる出資者及びその出資比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 株式会社みずほフィナンシャルグループ 株式会社りそな銀行 第一生命保険株式会社 朝日生命保険相互会社 明治安田生命保険相互会社 株式会社かんぽ生命保険 富国生命保険相互会社	33.3% 27.0% 16.7% 8.0% 5.0% 4.5% 3.5% 2.0%				

### b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当該会社において当社普通株式410,550株を信託財産として保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の出資者 である株式会社りそな銀行とは、銀行取引、信託銀行取引があります。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2022年11月10日現在のものであります。なお、出資関係につきましては、2022年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

## 業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の内容

当社は、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者とする信託契約(以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定された信託を「本信託」といいます。)を締結しております。また、株式会社りそな銀行は、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託しております。割当予定先である株式会社日本カストディ銀行(信託口)は、当該再信託に係る契約に基づいて設定された信託であります。

### (1) 本制度の概要

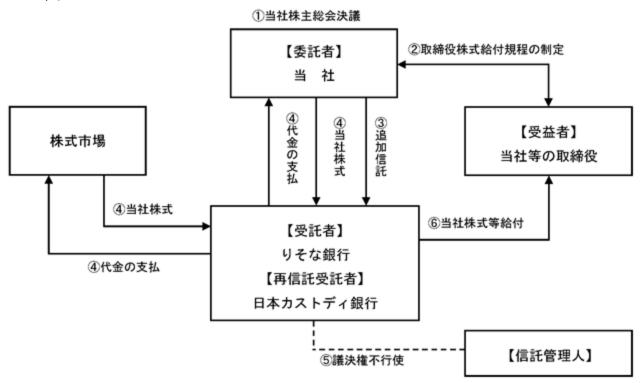
本制度は、あらかじめ当社が定めた「取締役株式給付規程」に基づき、一定の受益者要件を満たした当社の 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)及び対象子会社の取締役(以下、「当社等の取 締役」といいます。)に対し、当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭(以下、「当社株式等」といいま す。)を給付する仕組みです。

当社は、当社等の取締役に対し、業績達成度等に応じてポイントを付与し、原則として当社等の取締役が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式等を給付します。

当社は、「取締役株式給付規程」に基づき当社等の取締役に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、株式会社りそな銀行(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口)(以下、「信託銀行」といいます。))に金銭を信託します。信託銀行は、「取締役株式給付規程」に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当により取得します。

また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で締結される株式総数引受契約に基づいて行われ、本信託を通じて信託銀行が当社株式を取得します。本信託内の当社株式に係る議決権は、信託の当社経営からの独立性を確保するため一律不行使とします。

### (2) 本制度の仕組み



当社及び対象子会社は、当社株主総会及び対象子会社株主総会において、本制度の継続に係る当社等の取締役の報酬の承認決議を得ております。

当社及び対象子会社は取締役会において、本制度に基づく当社株式等の給付に係る取締役株式給付規程を制定しております。

当社は、上記 の株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出(以下、「追加信託」といいます。)します。本信託は、上記 で信託された金銭を原資として、当社株式を当社(自己株式の処分)または株式市場から取得します。

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて議決権を一律に行使しないものとします。

信託期間中、上記 の取締役株式給付規程の定めにより、業績達成度等に応じて対象者にポイントが付与されます。退任時等、取締役株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

### (3) 本信託の概要

名称: 役員向け株式給付信託

信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

委託者 : 当社

受託者:株式会社りそな銀行

株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結して

おり、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。

受益者: 当社等の取締役のうち、受益者要件を満たす者

信託管理人: 当社と利害関係を有しない第三者

本信託契約の締結日:2016年8月26日 本信託の設定日:2016年8月26日

信託の期間 : 2016年8月26日から本信託が終了するまで

(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとしま

す。)

有価証券届出書(参照方式)

#### c 割当予定先の選定理由

当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、追加信託を行うことを決定しました。

また、当社では機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を行ってまいりましたが、本信託を継続するにあたり、金庫株の有効活用のため自己株式の割当を行うことといたしました。

なお、本信託においては、「 業績連動型株式報酬制度の内容」に記載しましたとおり、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者として本信託契約を締結しておりますので、当社が本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行(信託口)を割当予定先として選定いたしました。

### d 割り当てようとする株式の数

160,000株

#### e 株券等の保有方針

割当予定先である株式会社日本カストディ銀行(信託口)は、本自己株式処分により取得する当社株式を、本信託契約に基づき、信託期間内において取締役株式給付規程に基づき当社株式を受益者に給付するために保有するものです。

#### f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社から株式会社りそな銀行(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)へ信託する追加信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、本信託契約により確認を行っております。

#### g 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社日本カストディ銀行(信託口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人または受益者代理人の指図に従います。

本信託の信託管理人には、当社と利害関係を有しない第三者が就任しております。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。また、本信託内の当社株式に係る議決権は、信託の当社経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

なお、割当予定先及びその原信託受託者である株式会社りそな銀行(以下、「割当予定先等」といいます。)が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先等が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先等のホームページ及びディスクロージャー誌等の公開情報に基づく調査を行い、その取組に問題がないことを確認いたしました。これにより、割当予定先が特定団体等には該当せず、かつ特定団体等と何ら関係を有していないと判断しております。

#### 2【株券等の譲渡制限】

## 3【発行条件に関する事項】

### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日(以下、「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日(2022年11月9日)の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社株式の終値である758円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していることおよび本取締役会決議日の直前1カ月間(2022年10月10日から2022年11月9日)の終値の平均である779円(円未満切捨て)からの乖離率は2.70%(小数点以下第3位を四捨五入)、同直前3カ月間(2022年8月10日から2022年11月9日)の終値の平均である793円(円未満切捨て)からの乖離率は4.41%(小数点以下第3位を四捨五入)、同直前6カ月間(2022年5月10日から2022年11月9日)の終値の平均である792円(円未満切捨て)からの乖離率は4.29%(小数点以下第3位を四捨五入)となっていることから、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会(4名にて構成、うち3名は社外取締役)が、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

### b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、取締役株式給付規程に基づき、4事業年度に付与すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、2022年9月30日現在の発行済株式総数36,916,775株に対し、0.43%(2022年9月30日現在の総議決権個数357,789個に対する割合0.45%。いずれも小数点以下第3位を四捨五入。)となります。当社としましては、本制度は中長期的には当社の企業価値の増大に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量および希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

# 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
廣岡 哲也	東京都千代田区	5,060,000	14.14	5,060,000	14.08
DAIWA CM SINGAPORE LTD- NOMINEE HIROOKA TETSUYA (常任代理人 大和証券株式会 社)	7 STRAITS VIEW MARINA ONE EAST TOWER, #16-05 AND #16- 06 SINGAPORE 018936 (東京都千代田区丸の内1-9- 1)	3,862,700	10.80	3,862,700	10.75
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	3,564,300	9.96	3,564,300	9.92
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	1,565,850	4.38	1,725,850	4.80
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿2-4-1	933,200	2.61	933,200	2.60
吉田 知広	大阪府大阪市淀川区	815,900	2.28	815,900	2.27
株式会社長谷工コーポレーション	東京都港区芝2-32-1	576,000	1.61	576,000	1.60
小林 吉宗	神奈川県横浜市都筑区	506,000	1.41	506,000	1.41
株式会社ティ・エイチ・ワン	東京都豊島区目白3-10-22	500,000	1.40	500,000	1.39
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2-15-1)	436,108	1.22	436,108	1.21
計	-	17,820,058	49.81	17,980,058	50.03

- (注)1.2022年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
  - 2.上記のほか自己株式1,126,962株(2022年9月30日現在)は、割当後966,962株となります。
  - 3. 所有議決権数の割合は小数点第3位を四捨五入して表記しております。
  - 4.割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の議決権数を、2022年9月30日現在の総議決権数(357,789個)に本自己株式処分により増加する議決権数(1,600個)を加えた数で除した数値です。
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項はありません。
- 7【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。
- 第4【その他の記載事項】

# 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

# 第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

# 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付 子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

# 第三部【参照情報】

# 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第9期(自2021年4月1日 至2022年3月31日)2022年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第1四半期(自2022年4月1日 至2022年6月30日)2022年8月12日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2022年11月10日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年6月27日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2022年11月10日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2022年11月10日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社フージャースホールディングス 本店 (東京都千代田区丸の内二丁目2番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】